

2020年3月



# 葵総合経営センターだより

## 特集

確定申告

変更点と誤りの多い事例

発行人 葵総合経営センター  
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「春の香り」牛場塗装  
牛場建一様撮影

## 目次

- |   |                     |    |                  |
|---|---------------------|----|------------------|
| 2 | 新型コロナウイルス           | 6  | 時間外労働・休日労働に関する協定 |
| 3 | “2022年危機”のインパクト     | 7  | 売買と民法改正          |
| 4 | 確定申告<br>変更点と誤りの多い事例 | 8  | 「頭を使う」を実践した野村克也氏 |
|   |                     | 9  | 康友会ゴルフ・税務労務      |
|   |                     | 10 | ご案内              |

No.580

# 新型コロナウイルス

センター代表 杉浦 康晴

いよいよ3月に突入しました。当センターの税理士法人は例年のことながら、今が確定申告の繁忙期のピークです。日が長くなり、春が近づいてきたと感じるようになりましたが、あと残り2週間は事務所の中は確定申告一色です。体調には気をつけて、この最繁忙期を乗り越えようとスタッフ一同頑張っております。

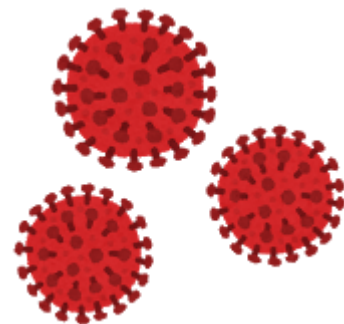
例年、インフルエンザや花粉症対策で気がつかっておりましたが、今年は昨年末から中国・武漢に始まった「新型コロナウイルス感染症」について連日報道されています。感染が全世界規模に広がっており、2月10日現在、中国での死者は908人に達したと発表され、2003年に大流行したSARS（重症急性呼吸器症候群）による死者の数を上回りました。日本の大企業のみならず中小企業にとっても、また地域経済においても大きな影響が出始めています。特に感染拡大が中国の春節と重なったために例年は中国人観光客などで賑わう観光地が予約取り消しや大幅な客数減少に見舞われました。中国にある拠点の稼働見合わせや出張禁止等による影響も大きく、これがいつまで続くのか不安を抱いている経営者も多くみられます。

また、東京オリンピック・パラリンピック開催も迫る中、日本政府としても対策が求められています。橋本オリンピック・パラリンピック担当大臣は「選手や競技団体は不安な気持ちを持っている」と話し、政府と競技団

体の情報共有を強化するため、内閣官房の大会推進本部事務局とスポーツ庁に相談窓口を設けることを明らかにしました。

地下鉄の車内アナウンスでも「マスクの着用を心掛けましょう」とアナウンスしていましたが、どこのドラッグストアでも品切れという状態です。うがい・手洗い等できることを一人ひとりが徹底して行っていくしかありません。自分は大丈夫という過信が周囲に迷惑をかけることになるかもしれないという自覚を持って行動したいものです。

中国湖北省武漢市からの帰国者を励まそうと、滞在先の千葉県勝浦市の「勝浦ホテル三日月」前の浜辺で市民らが竹製の灯籠に明かりをともし、帰国者が手を振って応じる場面もあったというニュースがありました。大きな震災時の時もそうでしたが、日本人の相手を思いやる気持ち、またそれを行動に移す姿は世界に誇れるものだと思います。忙しい時期や心に余裕がない時には他人を思いやる気持ちが希薄になりがちですがそういった時にこそ、目の前の相手に対する態度には気をつけたいものです。



# “2022年危機”のインパクト

株式会社 葵経営コンサルタント 中島 和人

“2022年危機”をご存じでしょうか。それは2022年から団塊の世代が75歳以上となることで総人口への割合が2割に迫り、受診者数も増加し、その結果、医療保険制度全体の財政悪化が進むと懸念されることです。『健康保険組合連合会』は昨年公表したレポートで、「介護、年金の保険料率30%時代が目前に迫っている」と国に早急な医療制度の改革を求めています。

国も対策として(1)給付と負担の在り方を含めた制度の効率化、(2)提供体制の効率化、(3)ICTやロボットなどを活用した業務の効率化を方針として決めており※<sup>1</sup>、具体策として一定額以上の所得のある高齢者に対して保険の自己負担率を高める。公立・公的病院の整理統合。大病院受診時の定額負担の対象を拡げる。といった施策を打ち出しており、今後、診療・介護報酬とも事業者にとって厳しい改定が続くと予想されます。

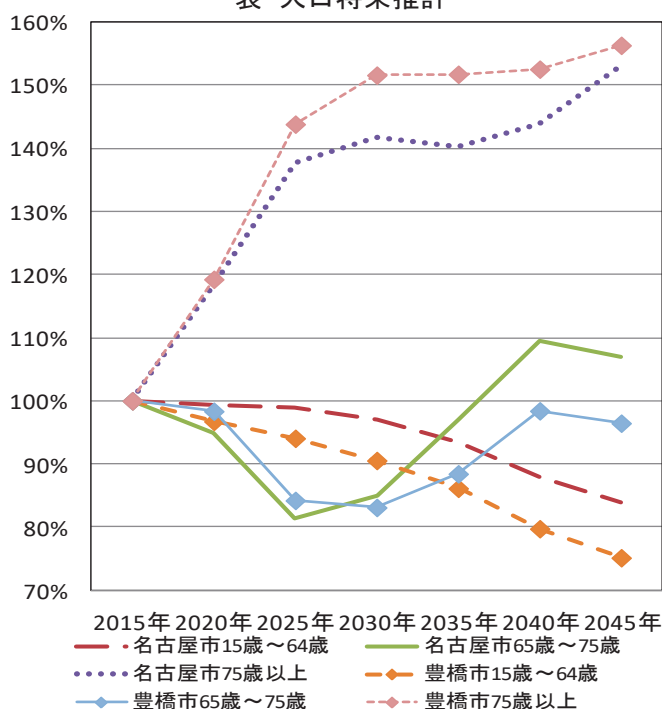
ここでその人口構造の変化について具体的に見てみます。右の表は名古屋市と豊橋市の2045年までの人口推移を表したグラフです。名古屋市と豊橋市の2015年の各階層の人口を100としその後の推移を予測しています。両都市とも75歳以上人口が2022年から一気に増加し、2030年以降、増加率は抑えられるものの1.4倍以上に増加しています。また15歳～64歳の労働生産人口が名古屋市では当初は緩やかではありますが減少し、豊橋市では急激な減少が予想されています。

そして、この予測が診療所経営に与える影

響を考えると、後期高齢者の増加により潜在患者数は増加するものの、国の医療費抑制策により、患者一人当たりの単価は下降し、また労働生産人口の減少により従業員の雇用情勢の厳しさも改善されることはないと考えられます。よって診療所経営には、より効率的かつ効果的なサービス提供を行うことが求められることとなり、対応策としては、進歩の著しいICTの積極的な活用や、専門特化による効率性の向上、そして戦略性の高い在宅医療の推進やかかりつけ医機能の強化による生産性の向上等が求められます。

この環境変化は強いインパクトを経営に与えるものであり、この変化を折り込んだ戦略立案等の対応が必要と考えます。

表 人口将来推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所の出生中位・死亡中位  
※<sup>1</sup> 日経ヘルスケア2020.1月号

# 確定申告 変更点と誤りの多い事例

葵総合税理士法人 税務会計部 柳町 明子

平成31年度税制改正等における変更点としては、国税関係手続の簡素化が図られることとなり、以下の書類は確定申告書への添付が不要となりました。なお、これらの書類については、納税者に保存義務はありません。

- ①給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ②オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④上場株式配当等の支払通知書
- ⑤特定口座年間取引報告書
- ⑥未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ⑦特定割引債の償還金の支払通知書
- ⑧「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記録した書類

また、確定申告書Bの様式の一部が見直されました。変更になるのは、「所得から差し引かれる金額」の部分です。「年末調整で適用を受けた各所得控除の額」と「確定申告で適用を受ける各所得控除の額」とが同額であるなどの場合には、所得控除の内訳の記載を省略できることとされました。

(申告書Aの「所得から差し引かれる金額」欄は、以前からこの様式になっています。)

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩								
	小規模企業共済等掛金控除	⑪								
	生命保険料控除	⑫								
	地震保険料控除	⑬								
	寡婦、寡夫控除	⑭					○	○	○	○
	勤労学生、障害者控除	⑮ ～⑯					○	○	○	○
	配偶者(特別)控除	区分 <input type="checkbox"/> ⑰ ～⑱					○	○	○	○
	扶養控除	⑲					○	○	○	○
	基礎控除	⑳					○	○	○	○
	⑩から㉑までの計	㉑								
	雑損控除	㉒								
	医療費控除	区分 <input type="checkbox"/> ㉓								
	寄附金控除	㉔								
合 計 (⑩ + ㉒ + ㉓ + ㉔)	㉕									

「所得から差し引かれる金額」の順番を変更するとともに『⑩から㉑までの計』欄が追加されました。

次に、誤りの多い事例ですが、国税庁のホームページには、次のような項目が掲載されています。

## ◎副収入の申告漏れ

インターネットによるサイドビジネスなどで得た所得についても合わせて申告する必要があります。年末調整が済んでいる給与所得者であっても、その給与所得以外に副収入等によって20万円を超える所得を得ている場合には、確定申告が必要となります。



給与所得者の副収入としては、様々なものが考えられますが、例えば次のような所得については、一般的には、それぞれ雑所得に該当します。

① オークションサイトやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得

(具体例)

- ・衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得

※古着や家具など生活の用に供している資産の売却による所得は非課税で、この所得については確定申告は不要です。

- ・自家用車などの資産の貸付けによる所得
- ・ベビーシッターや家庭教師などの人的役務の提供による所得

② ビットコインをはじめとする仮想通貨（暗号資産）の売却等による所得

③ 民泊による所得

◎一時所得の申告漏れ

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取られた方は、その収入が一時所得として申告する必要がある場合があるため、生命保険会社等から送付された書類を確認してください。

また、競馬など公営競技の払戻金は課税の対象となりますので、高額な払戻金を受けた場合には、申告が必要となることがあります。

◎医療費控除の計算誤り

薬局で購入した日用品については、医療費控除の対象になりません。

高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金や生命保険会社・損害保険会社からの入院給付金などで補填される金額は、（その給付の目的となった医療費の金額を限度として）支払った医療費の額から差し引きます。

◎寄附金控除の適用漏れ（ふるさと納税を行った方）

確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出している方であっても、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

◎地震保険料控除の適用誤り

地震等損害保険契約以外の保険料について地震保険料控除の適用はありません（一定の旧長期損害保険契約等を除きます。）。

◎寡婦控除、寡夫控除の適用漏れ

所得税法に規定する寡婦、寡夫に該当する方は寡婦控除、寡夫控除が受けられます。

◎配偶者控除及び配偶者特別控除の適用誤り

合計所得金額が1,000万円を超えている方は配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることができません。また、配偶者控除を受ける方（配偶者の合計所得金額が38万円以下の方）は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

◎住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用誤り

①入居した年及びその年の前後2年以内にマイホームを売却した場合などに譲渡所得の課税の特例等（3,000万円の特別控除など）を受けたときは、住宅借入金等特別控除を受けることはできません。

②住宅取得等資金の贈与の特例を受けている場合には、住宅借入金等特別控除額の計算において、その特例を受けた金額を住宅の購入金額から差し引いて計算します。

<国税庁HPより>